

オ 寒天  
 カ 中折帽, 山高帽, パナマ帽, 麦わら帽および笠  
 キ 机, テーブル, いす, 腰掛, 戸, 障子, ふすま, びょうぶ, ついたて, 鏡台, げた箱, 戸だなの類, 仏だん, たんす, 茶だんす, 衣こう箱・本箱・整理箱の類, ガス台・調理台・文化流しの類およびこたつやぐら

ク ガラスびん, ガラス入りケース, ガラス製はや, 鏡および板ガラス

ケ けい光灯, 電気スタンド・ジャンデリヤの類, 真空管, 電球(電球用ガラス球を含む)およびランプ

(3) つぎの物品は通常小荷物運賃の20割増とする。

ア けい光燈発光管, レントゲン管, 太陽燈発光管およびネオンチューブ

イ ガラス製の笠およびガラス製のグループ

ウ 太陽燈, レントゲン機械, 水銀整流器の類およびテレビ受像機

3 特別扱新聞紙・特別扱雑誌運賃

つぎの貨率に1発駅1日分の新聞紙, または雑誌託送書記載の総重量を乗じて計算し, 1箇月ごと精算するが, 1契約の1箇月の運賃額が1,800kg分の運賃に満たないときは, 1,800kg分とする。

(1) 特別扱新聞紙 運送距離の遠近にかか

わらず1kgについて 1円85銭

(2) 特別扱雑誌 同 4円90銭

4 荷物車賃切運賃

荷物車を貸切とする貸切扱小荷物に対しては, つぎの荷物車賃切運賃が適用されるが, 貸切区間が50kmに満たないときは50km分とされており, また貸切荷物車を急行列車に連結する場合は, 急行列車連結区間に対し5割増の運賃が適用される。

(1) 積載物品が貴重品のとき

ア 全車貸切の場合 1車1kmにつき 420円

イ 半車貸切の場合 同 270円

(2) 積載物品が貴重品以外のとき

ア 全車貸切の場合 1車1kmにつき 210円

イ 半車貸切の場合 同 135円

(金田政吉)

こにもつうんちんのえんかく 小荷物運賃の沿革 小荷物運賃を, 一般物品を対象とする通常小荷物運賃と貴重品・動物・易損品・かさ高品・車両・死体・新聞紙・雑誌および食料品等の特殊な物品を対象とする特殊小荷物運賃とに大別してその沿革を述べるとつぎのとおりである。

1 通常小荷物運賃の沿革

(1) 創業～明治22年 明治6・9に制定された鉄道貨物運送補則中に, 小荷物の取扱方および運賃が規定されたのが小荷物制度の最初である。当時は新橋・横浜間の小荷物運賃が重量30斤まで25銭, 30斤をこえ60斤まで50銭, 中間駅発着のものはその半額であった。この運賃は翌年7月に改正され, 重量5斤未満は5銭, 5斤以上は1斤を増すごとに1銭を加算し, 中間駅発着のものはその半額とされた。また明治7・5に開通した大阪・神戸間の鉄道は, 小包運送規程を設け, 全区間は重量1斤につき3銭とし, 中間駅発着のものはその半額とした。

(2) 明治23～37年 明治23・1に至り, 従来各地で区々にわたっていた小荷物運賃が統一されて, つぎのように改正された。

25マイルまで	1斤につき	1銭
50 "	同	1銭5厘
100 "	同	2銭
100マイルをこえるものは50マイルまでを増すごとに	同	5厘

(注) 最低運賃を5銭とした。

(3) 明治38～大正7年 明治38・1に当時の官私鉄道が協議して, 連絡運輸の場合も通算して同一の運賃表によることとし, つぎのように改正された。またこの改正から配達料金を運賃に包含されることになったが, この方法は昭和24・4まで存続した。

斤 量 マイル程	斤																			20斤をこえるものは5斤までを増すごとに
	1斤まで	2斤まで	3斤まで	4斤まで	5斤まで	6斤まで	7斤まで	8斤まで	9斤まで	10斤まで	12斤まで	14斤まで	16斤まで	18斤まで	20斤まで					
50マイル未満	7	7	7	7	8	9	10	11	12	13	15	17	19	21	23	4				
100 "	7	7	7	9	10	12	13	15	16	18	21	24	27	30	33	6				
150 "	7	7	8	10	12	14	16	18	20	22	25	29	33	37	41	7				
200 "	7	7	9	12	14	16	18	21	23	25	30	34	39	43	48	9				
300 "	7	8	11	14	17	20	22	25	28	31	37	42	48	54	60	11				
400 "	7	9	13	16	20	23	26	30	33	37	43	50	57	64	71	13				
500 "	7	10	14	18	22	26	30	34	38	42	49	57	65	73	81	15				
600 "	7	12	16	21	25	30	34	39	43	48	57	66	75	84	93	18				
700 "	8	13	18	23	28	33	38	43	48	53	63	73	83	93	103	20				

(4) 大正7～8年 大正7・9に第1次大戦に伴なう諸物価・貨金等の高騰により, 約2割から2割5分の値上げを行い, つぎのように改正された。

斤 量 マイル程	斤						20斤をこえるものは5斤までを増すごとに
	2斤まで	4斤まで	7斤まで	10斤まで	15斤まで	20斤まで	
50マイルまで	10	10	10	13	18	23	5
150 "	10	10	16	22	31	41	10
300 "	10	14	22	31	45	60	15
500 "	10	18	30	42	61	81	20
800 "	13	23	38	54	79	104	25
1,200 "	16	28	46	66	97	127	30
1,201マイル以上	19	33	54	78	115	150	35

(5) 大正8～9年 大正8・12に南満州鉄道との連絡運輸を行うため, 距離刻みが7地帯であったのを10地帯に改正された。すなわち従来800マイル以上は1,200マイルまで, および1,201マイル以上の2地帯であったのを1,100マイルまで, 1,400マイルまで, 1,700マイルまで, 2,000マイルまでおよび2,001マイル以上の5地帯としたのである。

(6) 大正10～昭和5年 大正10・1に, 財政変動の余波を受けて国鉄財政も苦しくなったので, 約2割5分の値上げを行いつぎのように改正された。

斤 量 マイル程	斤						20斤をこえるものは5斤までを増すごとに
	2斤まで	4斤まで	7斤まで	10斤まで	15斤まで	20斤まで	
50マイルまで	15	20	25	30	35	40	10
150 "	15	20	25	35	45	55	20
300 "	15	25	35	45	60	75	30
500 "	15	25	40	55	75	95	40
500マイルをこえるものは300マイルまでを増すごとに	5	10	15	20	25	30	10

(注) 運賃割引の場合の最低運賃は15銭とする。

(7) 昭和5～17年 昭和5・4メートル法の実施に伴なって, 運賃表がキロメートルおよびキログラム単位に改められ, 次表